

民主党の「介護人材確保法案」を歓迎する（談話）

2008年1月18日

全国福祉保育労働組合

書記長 泉谷 哲雄

民主党が、臨時国会終盤の1月9日に議員立法として提出した「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」を、私たちは心から歓迎します。

昨年8月28日、厚労省は、深刻化し重大な社会問題となっている介護労働者を中心とした福祉分野の人材確保の困難に対し、新たな「人材確保指針」を告示しました。福祉保育労は、「見直し」に際し福祉労働者の要求を反映させる運動を展開し、新たに告示された同指針が人材難の最大の原因が極めて劣悪な賃金水準や労働条件にあることを認め、その改善の必要性を盛り込んだものとして前向きに評価しました。そして、同指針の実効性を確保する上では、介護報酬等の引上げなど人件費財源の補強が不可欠であることを強調し、必要な予算化を要求してきました。

しかし、この間の厚労省の対応は、2008年度予算編成に向けた概算要求においても、具体的で積極的な内容は見られず、唯一、介護福祉士資格等を有しながら不就労である「潜在介護労働力の実態調査費」を計上するにとどまっていました。

こうした中で私たちは、昨年秋以来、①「魅力と働きがいのある福祉職場」を作るために賃金や労働条件の改善が図られるよう介護報酬や障害者自立支援費、措置費等における人件費財源の引上げ、②職員配置の見直しと改善、③「人材確保」財源の拡充は、利用料負担の引上げにつながるよう特別助成で、という三項目の実現を求める署名運動も進めてきたところです。

これらの私たちの要求と、民主党の「介護人材確保法案」の内容は、対象を「介護人材」に限定したものとはいえ、多くの点で合致するものです。とりわけ、法案が地域別・サービス内容別に平均的な賃金の基準（認定基準額）を決め、その基準を上回る賃金の事業所を「認定事業所」として、介護報酬を3%加算するという仕組み、そしてそのことによって月額2万円程度の賃上げが可能になる点に、私たちは注目しています。

認定基準額が、「新人材確保指針」による「他の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準も踏まえ、適切な給与水準を確保すること。なお、給与体系の検討に当たっては、国家公務員の福祉職俸給表等も参考にすること」という指摘にも即して適切な水準で定められれば、それは、業種別最低賃金の構成につながり、全体の賃金水準の底上げへの突破口になる可能性を持つからです。また、その仕組みの中での3%の加算部分を全額税金で対応し、介護保険料や利用料の引上げに繋がらないとする形は、先に述べた私たちの要求とも一致するものです。

介護労働者の確保は、国民の介護要求にこたえ、老後の安心を保障する上で年金制度の充実と同じほど重要で喫緊の課題です。日本共産党もすでに「3万円の賃上げ」等を求める提言を明らかにしています。また、民主党のHPによれば、「自民党、公明党も介護職員の給与を引き上げねばならないという現状認識を共有している」（山井議員）とのことであり、本日開会となった通常国会において、与野党が一致して速やかに審議・可決されるよう強く要望するものです。

福祉保育労も福祉労働者全体の賃金改善に繋がる重要な課題として、引き続き要請運動等の強化を決意しています。

以上